

中間報告		実施法への反映状況	その他の動き
I R 施設について	地方の創意工夫が発揮できるよう規模や立地等のI R施設の基準を柔軟にするとともに、大都市のみとならないようにすること		※ 特定複合観光施設区域の整備のための基本的な方針については、国土交通大臣が別途定める。(第5条)
	デメリットとして懸念されている問題への対応として以下の措置を講ずべきこと	国及び地方公共団体に必要な体制の整備、その他有害な影響の排除を適切に行うために必要な施策の策定及び実施の責務を規定	
	[ギャンブル依存症] 独自の提案による国規制を上回る厳しい規制の導入を可能とすること		入場回数が、過去7日間において3回、過去28日間において10回に達した者の入場制限を規定(第69条)
	[青少年健全育成] 年齢による入場制限を設けること	20歳未満の者の入場規制について規定(第69条)	
	[暴力団等反社会的勢力の介入、治安悪化] 暴力団等を排除する厳格な参入規制を設けること	カジノ事業者及びカジノ事業関係者(主要株主等、カジノ施設共用事業者、施設土地権利者、カジノ関連機器メーカー等)の免許、許可について規定(第39条～第64条、第124条～第172条)	
	[暴力団等反社会的勢力の介入、治安悪化] マネーロンダリング防止のための事業者への厳格な資金管理の義務付けと国による監督体制を構築すること	犯罪による収益の移転防止のための措置を規定(第103条～105条)	
I R施設と周辺地域との連携の推進			
	I R施設を核とした広域的な観光連携の検討をすること	「特定複合観光施設」の必須の構成要素として、各地域の観光情報の提供、各地域への送客を行うことにより、観光旅行の促進に資する施設規定	
	I R施設と広域観光周遊ルート等を結ぶ交通網の整備をすること		
依存症対策			
	地方による相談・治療体制の一層の強化、国との連携による専門人材の育成を図ること		ギャンブル等依存症対策推進関係閣僚会議で議論が重ねられ、平成30年7月3日にギャンブル等依存症対策基本法が成立
	外国人の依存症患者への対応のための体制を検討すること		
I R施設以外の環境整備			
青少年健全育成への配慮			
	学習指導要領にギャンブルのリスク教育を位置づけ、予防教育の仕組みを構築すること		
	学習指導要領にギャンブルのリスク教育を位置づけ、予防教育の仕組みを構築すること		
治安対策等			
	国及び地方の総合的治安対策にI Rを位置づけること		
	都道府県警察及び管区警察の体制強化、各県警間の連携を強化すること		(都道府県等が区域整備計画を作成するときに、公安委員会が実施する施策及び措置に係る事項については、予め公安委員会の同意を得ることを規定)
	入国管理局、関税局などの体制を強化すること		
I Rからの納付金等を活用した地域振興	各地の観光DMOの活動支援や文化振興への投資などに活用すること	国庫納付金及び認定都道府県納付金の観光の振興に関する施策等に必要な経費への充当について規定(第231、232条)	
	地方自治体でも活用できる仕組みづくりを図ること		